

(別紙)

(訳文)

第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定(案)

この枠組協定の締約者は、

エネルギーの需要が世界的規模で増大することが予測されること並びに革新的な技術及び燃料の開発及び利用が将来の世界全体のエネルギーの需要を持続可能な態様で満たすことに貢献することができることを考慮し、

進歩的な次世代の原子力システムの開発についての多くの国による研究及び開発に関する協力が、これらのシステムの実現に向けての進歩に資することを考慮し、

締約者又はそれらの省庁、機関若しくは他の団体が、次世代の原子力システム(以下「第四世代システム」という。)についての研究及び開発に関する国際協力のための基礎としての、第四世代国際フォーラム(以下「GIF」という。)の憲章に署名したことを考慮し、

G I F の構成員が、G I F の憲章を実施するため、政策グループ、専門家グループ及び事務局から成る常設の管理機構を創設したことを考慮し、

G I F が、六の最も有望な第四世代システム並びにこれらのシステムを技術的に成熟した水準にまで高めるために必要な研究及び開発を特定する「第四世代の原子力システムのための技術の行程（技術の行程に関する報告）」（二千二年十二月）（以下「技術行程」という。）を完成させたことを考慮し、

第四世代システムが、ガス冷却高速炉システム、鉛冷却高速炉システム、熔融塩炉システム、ナトリウム冷却高速炉システム、超臨界水冷却炉システム及び超高温炉システムから成ることに留意し、

技術行程において特定された第四世代システムを推進するため、締約者並びにそれらの省庁、機関及び他の団体が、国際的な研究共同体に属する産業、学術、政府及び非政府の各部門とともに、第四世代システムの研究及び開発に関する協力の実施を容易にすることを希望し、

工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（その修正及び改正を含む。）に留意し、

次のとおり協定した。

## 第一条 目的

1 この枠組協定は、G I Fの目的及び理想、すなわち、原子力の安全、放射性廃棄物、核拡散及び公衆の認識に関する懸念に十分に対処しつつ、価格競争力を有する確実なエネルギーの供給を第四世代システムを利用する国に提供するような態様で許可され、建設され及び運転され得る一又は二以上の第四世代システムの基本構想を策定することについて、その実現を促進し及び容易にするための国際的な協力の枠組を設定することを目的とする。

2 この枠組協定に基づく協力は、平和的目的のためにのみ、かつ、不拡散の目的及び締約者の関係する国際の義務に従って行うものとし、また、平等、相互の利益及び相互主義を基礎として行う。

## 第二条 協力の形態

この枠組協定に基づく協力の形態は、次のものを含むことができるが、これらに限られない。

- (a) 共同の研究及び技術開発
- (b) 科学技術活動並びに研究及び開発の方法及び結果に関する技術的な情報及びデータの交換
- (c) 技術的な実証を行うための支援

- (d) 共同の試験又は実験の実施
- (e) 研究所、学術機関、実験施設その他の施設で実施される実験、分析、設計その他の研究開発活動への職員（科学者、技術者及び他の専門家を含む。）の参加
- (f) 実験、試験及び評価のための試料、資材及び設備の交換又は貸与
- (g) セミナー、科学的な会議その他の会合の開催及びこれらの会合への参加
- (h) 必要な実験施設の設置に対する資金的貢献
- (i) 科学者及び技術専門家の技能の訓練及び向上

### 第三条 実施

- 1 締約者は、適当な場合には、政府機関、科学アカデミー、大学、科学研究センター、研究所、民間企業及び政府間機関の間の直接の連絡及び協力の発展を奨励し、及び容易にする。
- 2 各締約者は、署名又は加入書の寄託の時に、第一条に規定する目的を達成するための実施機関として、当該締約者自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体を指定する。これらの実施機関は、この枠組協定の不可分の一部を成す附属書に掲げる。

3 締約者は、第十一条に規定する寄託者にあてた書面による通報により、追加的な実施機関を指定し、又は実施機関を変更することができる。追加され又は変更された実施機関の指定は、第十二条4の規定に従って効力を生ずる。

#### 第四条 システムに関する取決め

1 二以上の締約者の実施機関は、技術行程において特定された六の第四世代システムのそれぞれについて、システムに関する取決めを行うことができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 第四世代システムのそれぞれについて一のシステムに関する取決めのみを行うこと。

(b) 締約者が二以上の実施機関を有する場合には、それらの実施機関のうちのいずれか一の実施機関のみが一のシステムに関する取決めの署名者となることができること。

2 システムに関する取決めは、この枠組協定に合致し、かつ、この枠組協定により規律されるものとし、また、関係する第四世代システムの実現可能性及び性能を確立するために必要な研究及び開発の作業を計画し及び実行するための協力の枠組みを設定する。

3 システムに関する取決めには、特に、次の事項に関する実施規定を含める。

- (a) 実施すべき協力
  - (b) GIFの目的を実現するために実施される研究開発活動の管理
  - (c) 財政上の措置
  - (d) 財産的価値を有する関連情報の保護、利用及び開示
  - (e) この枠組協定に基づく協力の過程で生じ又は提供される知的財産の適当かつ効果的な保護及び配分  
(知的財産権に係る紛争の解決に関する規定を含む。)
- 4 システムに関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先する。

#### 第五条 事業に関する取決め

- 1 システムに関する取決めは、関係する第四世代システムの実現可能性及び性能の確立に貢献することを目的とする研究及び開発の事業に関する一又は二以上の事業に関する取決めを通じて実施される。

- 2 実施機関は、事業に関する取決めの署名者となることができる。他の公的及び民間部門の団体は、第四世代システムの研究及び開発に関する協力を管理するためにそれぞれのシステムに関する取決めの署名者により設立されるシステム運営委員会の全会一致による承認を条件として、事業に関する取決めの署名者

となることができる。

3 事業に関する取決めは、少なくとも、作業の範囲、経費の見積り、日程案、事業の管理に関する責任、知的財産権、報告が求められる事項及び署名者の脱退に係る規定について定めるべきである。

4 事業に関する取決めは、当該事業が関係するシステムに関する取決め及びこの枠組協定に合致するものとし、かつ、当該システムに関する取決め及びこの枠組協定により規律される。

5 システムに関する取決めと事業に関する取決めとが抵触する場合には、システムに関する取決めが優先する。システムに関する取決め又は事業に関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先する。

#### 第六条 人、設備及び資材の移動の促進並びにデータの利用

各締約者は、この枠組協定に基づく協力に関し、その国際的な義務及び国内法令により許容される限りにおいて、次のことを行う。

(a) この枠組協定に基づく協力において用いられる他の締約者の適当な人員、設備及び資材の自らの領域への移動又は自らの領域からの移動を容易にすること。

(b) この枠組協定に基づき実施される研究及び開発の結果得られる科学的及び技術的データの交換及び利用を容易にすること。

#### 第七条 資源の利用可能性

この枠組協定に基づく各締約者の活動は、利用可能な予算、人員その他の資源の範囲内で行う。

#### 第八条 適用される法令

各締約者は、適用される関係法令に従って、この枠組協定に基づく協力を実施する。

#### 第九条 情報の開示

この枠組協定に基づく協力の結果得られる科学的及び技術的情報は、国家の安全保障上、商業上又は産業上の理由により公衆の利用に供されないものを除き、通常の経路を通じ、かつ、締約者並びに参加する省庁、機関及び他の団体の通常の手続に従って、世界の科学界の利用に供される。

#### 第十条 紛争の解決

- 1 この枠組協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、関係締約者間の協議を通じて解決する。
- 2 事業に関する取決めの上以上の署名者の間のいかなる紛争も、事業に関する取決め規定される方法で



あつて、当該取決めの関係署名者が書面により相互に同意するものに従つて解決することができる。

#### 第十一条 寄託者

1 この枠組協定の原本は、ここに寄託者として指定される経済協力開発機構事務総長に寄託する。寄託者は、千九百六十九年五月二十三日の条約法に関するウィーン条約第七十七条の規定に従つて、その義務を遂行する。

2 寄託者は、この枠組協定が第十二条2の規定に従つて効力を生じた後、国際連合憲章第二百二条の規定に基づき登録及び公表のため、国際連合事務総長に対し、この枠組協定の認証謄本を送付する。また、寄託者は、この枠組協定の効力を生じた改正の認証謄本も同様に送付する。

#### 第十二条 効力発生、改正、延長及び終了

1 この枠組協定は、二千五年二月二十八日にのみ署名のために開放される。その一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体がG I Fの構成員である国又は二以上の国から成るG I Fの構成員は、次のいずれかの方法により、この枠組協定の締約者となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件としない署名

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後に行う批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) 第十四条1の規定に基づく加入書の寄託

2 この枠組協定は、三の締約者が批准、受諾若しくは承認を条件としない署名又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託によりこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明した時に効力を生ずる。その後、この枠組協定は、署名者が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日に当該署名者について効力を生ずるものとし、追加的な締約者については第十四条3の規定に従って効力を生ずるものとする。

3 この枠組協定は、5の規定に従うことを条件として、十年間効力を有するものとし、また、締約者が定める手続に従って、締約者間の合意により追加的な期間延長することができる。

4 この枠組協定は、すべての締約者の合意により、いつでも改正することができる。改正は、第十四条2に規定する場合を除くほか、当該改正を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日にすべての締約者について効力を生ずる。

5 この枠組協定は、すべての締約者の合意により、いつでも終了することができる。終了は、当該終了を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日に

効力を生ずる。

### 第十三条 脱退

1 締約者は、六箇月前に寄託者に対して書面による予告を与えることにより、この枠組協定から脱退することができる。その後、附属書は、締約者が定める手続に従って、締約者名及びその実施機関名を削除するため改正される。

2 締約者がこの枠組協定から脱退する場合には、当該締約者の実施機関は、当該実施機関が署名者となっているシステムに関する取決めから脱退する。

### 第十四条 追加的な締約者

1 この枠組協定の効力発生の後、その一又は二以上の省庁、機関又は他の団体がG I Fの構成員である国及び二以上の国から成るG I Fの構成員は、加入書及び第三条2の規定に従って指定される実施機関の書面による通報を寄託者に寄託することにより、この枠組協定の締約者となることができる。

2 寄託者は、追加的な締約者が1の規定に基づいて加入書及び通報を寄託した時には、当該締約者が通報した実施機関を明記した附属書の改正案を締約者に送付する。当該改正案は、他の締約者が当該改正案に

反対することを寄託者に通報しなかつたときは、寄託者が当該締約者による通報を受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。反対する旨の通報を寄託者が受領した場合には、改正案は効力を生じない。この場合には、追加的な締約者は、同一の手續に従い、その実施機関の修正された書面による通報を寄託者に提出する。

3 この枠組協定は、その一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体がG I Fの構成員である国又は二以上の国から成るG I F構成員の加入書を寄託者が受領した日の後九十日目の日にその追加的な締約者について効力を生ずる。

4 改正が効力を生じた後にこの枠組協定に加入する締約者は、改正された枠組協定の締約者となる。

#### 第十五条 最終規定

この枠組協定の下で開始された協力であつて、この枠組協定の有効期間の満了時又はこの枠組協定の終了時に完了していないものは、この枠組協定に従つて完了するまで継続することができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの枠組協定に署名した。

二千五年二月 日にワシントンで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。

附属書 締約者が指定した実施機関

締約者

カナダ政府

フランス共和国政府

日本国政府

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府

アメリカ合衆国政府

指定された実施機関

天然資源省

原子力庁

資源エネルギー庁

日本原子力研究所

核燃料サイクル開発機構

貿易産業省

エネルギー省